※　両面印刷、１部提出のこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 請書 | |
| 受託業務名 |  |
| 業務場所 |  |
| 履行期限 | 年 　　 月 　　 日 |
| 業務受託料 | ￥　　　　　　　－  内　受　託　代　金　　　　　　　　　　　　￥　　　　　　　－  訳　取引に係る消費税額及び地方消費税の額　￥　　　　　　　－ |
| 仕様書 |  |
| 摘要 |  |
| 上記について、山辺町契約に関する規則及び別記事項を順守し、確実に完了いたします。  　　年　　月　　日    　　　　　　　　　　　　　　受託者  住所又は所在地  氏名又は名称  及び代表者氏名  山辺町  町長　　　　　　　　　 殿 | |

　請書記載の受託業務については、下記条項により請け負います。

別記

１　設計図書（仕様書、要領等）に基づき、請書記載の業務受託料をもって請書記載の履行期限内に、同業務を完了すること。

２　受託業務の実施については、貴町の選定した監督職員の指示に従うこと。

３　業務内容、履行期限又は業務受託料を変更する必要があるときは、変更請書により行うこと。

４　災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。

５　受託業務が完了したときは貴町に対し、委託業務完了届を提出し、検査を受け、検査に合格したときは遅滞なく目的物又は成果品を引き渡すこと。

６　前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、貴町に補正完了の届を提出して再検査を受けること。前項の規定は、この場合準用すること。

７　検査の時期は、届出の日から10日以内、業務委託料の支払時期は、引渡し完了後貴町が適法な請求書を受理した日から30日以内とする。

８　貴町又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者が負担すること。

９　業務受託料が定められた期限内に支払われなかったときは、その翌日から支払いのあった日までの日数に応じ業務受託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する率を乗じて得た額の遅延利息を申し受けること。

10　次の各号のいずれかに該当したときはこの契約を解除されても異義なく、この契約を解除されたときは、業務受託料の10分の１に相当する額を違約金として、指定された期間内に納付すること。

(１)　その責に帰すべき事由により、履行期限内に完了しないと明らかに認められるとき。

(２)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(３)　前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(４)　次のいずれかに該当するとき。

　　ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

　　イ　暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図ることを目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

　　エ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　キ　受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、町が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

11　業務委託の処理上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

12　貴町の都合でこの契約を解除されたときに損害がある場合は協議の上相当の補償を申し受けること。

13　本件について疑義を生じたときは、協議のうえ定めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更請書 | | |
| 受託業務名 |  | |
| 業務場所 |  | |
| 履行期限 | 年 　　 月 　　 日 | |
| 原業務受託  料に対する  増減額 | 増　額  減　額 | ￥　　　　　　　－  内　受　託　代　金　　　　　　　　　￥　　　　　　－  訳　取引に係る消費税額及び地方消費税の額　￥　　　　　　－ |
| 仕様書 |  | |
| 摘要 |  | |
| 年　　月　　日に請け負った業務について、上記のとおり変更し、完了いたします。  　　年　　月　　日  受託者  住所又は所在地  氏名又は名称  及び代表者氏名  山辺町  町長　　　　　　　　　 殿 | | |

「増額」

備考１　「変更前の委託料に対する増減額」の欄の　　　　は、該当するものを○で囲むこと。

「減額」

　　２　減額の場合は、金額を朱書きにすること。